⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : The construction work of the Substructure Furukuchi-Bridge, National highway No. 47

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 May 2012

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 July 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 10 July 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 10 July 2012)

⑹ Contact point for tender documentation : Tatsuya Suzuki, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年５月８日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　川﨑　正彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成24―28年度長安口ダム施設改造工事

⑶　工事場所　徳島県那賀郡那賀町大戸地先

⑷　工事内容

１）土木工事　不陸整正工　１式、底部架台工　１式、予備ゲートピア工　１式、構造物撤去工　１式、仮設工　１式

２）機械設備工事　鋼製底部架台製作・据付工　１式、鋼製仮締切設備製作・据付・撤去工　１式、予備ゲート設備製作・据付工　１式

⑸　工期　平成29年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,300㎥、仮設用鋼材　約1,200ｔ（仮設構台　約520ｔ、仮締切　約680ｔ）、鋼材（底部架台）約220ｔ。

⑺　本工事は、入札時に「底部架台の品質確保に配慮した技術提案」及び「供用中のダムの大水深下での施工における安全性の確保に配慮した技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係るものを除く。）を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　機械設備工事は詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

⑾　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒁　本工事は、工事関連データの提供及び情報交換の場として、入札工事説明を行う試行工事である。

⒂　本工事は、標準歩掛のない歩掛を質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配付を行う。

２　競争参加資格

⑴　次の⑵から⒀までに掲げる条件を満たしている者（単体企業）又は次の⑵から⒀までに掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年５月８日付け四国地方整備局長）に示すところにより四国地方整備局長から「平成24―28年度長安口ダム施設改造工事」に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、土木工事を担当する構成員は、「一般土木工事」の認定を受けていること。また、機械設備工事を担当する構成員は「機械設備工事」の認定を受けていること。いずれの構成員も会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　土木工事を担当する構成員については、四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　土木工事を担当する者は、平成９年度以降に元請けとして、１）に掲げる同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が、平成９年度以降に元請けとして、１）の同種工事の施工実績を有していること。）。また、機械設備工事を担当する者は、平成９年度以降元請けとして、２）に掲げる同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が平成９年度以降に元請けとして、２）の同種工事の施工実績を有していること。）。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

１）土木工事　堤高15m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績を有すること。

２）機械設備工事　ダム施設改良工事に係る鋼製仮締切設備、又は新設のダム用高圧ゲート設備（ただし、バルブ、取水設備を除く。）を自ら製作し、据付した施工実績を有すること。

・「自ら製作し、据付した」とは、鋼製仮締切設備又は高圧ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である仮締切扉体又は高圧ゲート扉体・戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。

・高圧ゲートとは、設計水深25m以上のものをいう。

また、製作と据付が別契約の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　提出する技術提案が適正であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該担当工事ごとに専任で配置できること。